職員の懲戒処分について(令和元年6月14日教育委員会議定例会)(議案第6号関係)

No.	1		
処分年月日	令和元年6月14日		
処分の種類	免 職		
	横領、文書偽造及び公金等の不適正処理等		
処分の理由	(概要) 被処分者は、平成28年度から平成30年度まで奥州市立玉里小学校に勤務し、平成31年度から中部教育事務所管内の小学校に勤務しているが、その間、次の非違行為を行った。 (1)平成29年度及び平成30年度において、勤務校のPTA会計、学年積立金会計等の各通帳から、現金804,510円(合計)を不正に引き出し、私事に費消した。 (2)平成29年度及び平成30年度において、PTA会計、学年積立金会計等の収入619,918円(合計)を通帳に速やかに入金せずに、自らの机等に最大1年置いたままにするなど、不適切な取扱いをした。 (3)平成29年度及び平成30年度において、PTA会計、教材費会計等に係る業者への支払118,881円(合計)に関する事務を怠り、同事務を最大1年遅延させた。 (4)平成29年度及び平成30年度において、上記(1)から(3)までの事実を隠すため、PTA会計、学年積立金会計等の通帳の写し及び日計簿を偽造したほか、自身が保管していた通帳16通を廃棄した。		
事 件 発 生 年 月 日	平成 29 年 11 月~平成 31 年 4 月 2 日		
被処分者の年 齢	27 歳		
被処分者の性 別	男性		
被処分者の所属	小学校		
被処分者の職	主事		
被処分者の氏 名	松原 康昭		
備考	中部教育事務所管内		

No.	2	3	4
処分年月日	令和元年6月14日	令和元年6月14日	令和元年6月14日
処分の種類	戒 告	戒 告	戒 告
	管理監督責任	管理監督責任	管理監督責任
処分の理由	(概要) No.1の事案に関し、平成 29年度及び平成30年度に おいて、校長として部下職 員の管理監督等に適切さを 欠いた。	(概要) No.1の事案に関し、平成30年度において、副校長として部下職員の管理監督等に適切さを欠いた。	(概要) No.1の事案に関し、平成 29年度において、副校長と して部下職員の管理監督等 に適切さを欠いた。
事 件 発 生 年 月 日	平成 29 年度及び平成 30 年度	平成 30 年度	平成 29 年度
被処分者の年 齢	50 歳代	50 歳代	50 歳代
被処分者の性 別	男性	男性	男性
被処分者の所 属	小学校	小学校	小学校
被処分者の職	校長	副校長	副校長
被処分者の氏 名	_	_	_
備考	県南教育事務所管内	県南教育事務所管内	盛岡教育事務所管内

【担当:組織人事担当(内線6133)】